

## 大阪府監査委員告示第14号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

なお、通知文中の補注については、参考のため補記した。

平成21年6月30日

大阪府監査委員	品川	公男
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造

(通知文)

財 第 1 4 8 9 号  
平成21年6月12日

大阪府監査委員	品川	公男	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	松浪	耕造	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項及び委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<行政財産使用許可の調定手続について>

### 1 監査対象機関

東部流域下水道事務所

### 2 指摘事項

歳入関係

行政財産の使用許可に係る事務処理において、使用料に係る調定手続の遅れにより、使用開始の日前に使用料が納付されていないものがあった。

### 3 措置の状況

今後、行政財産の使用許可に係る事務処理においては、使用許可手続及び使用料の調定手続を速やかに行い、使用開始の日前に使用料が納付されるよう、公有財産の管理に係る関係条例、規則の規定により、適正な事務執行に努めます。

#### <給水料金の収入調定事務について>

##### 1 監査対象機関

南部水道事業所

##### 2 指摘事項

収入関係

工業用水に係る給水料金の収入調定事務において、手続の誤りにより、調定額が過大・過少となっていたものがあつた。

##### 3 措置の状況

調定額が過大・過少となった要因は、調定の元となる契約水量の変更情報が、担当者間で共有できていなかったため、内部牽制が適切に機能しなかったことによります。

そのため、情報共有を目的としたホワイトボードを設置し、契約水量の変更、新規、廃止等といった情報を記載することとしました。その上で調定の決裁時に、上司が内容を確認することで牽制が適切に働くように改善しました。

また、誤った調定を修正した際に決裁手続を怠っていたのは、既に誤った納入通知書が相手方に渡っていたため、速やかに差し替える必要があり、直ちに正しい納入通知書を発行しましたが、その際、決裁手続を失念したことによります。

再発防止のために納入通知書発行時に調定振替伝票（調定料金内訳書）と同通知書の内容を複数人で、読み合わせ確認することとしました。

#### <決裁遅延等について>

##### 1 監査対象機関

寝屋川保健所

##### 2 指摘事項

歳出関係

業務委託の契約について、契約期間の開始前までに経費支出伺の作成及び決裁がなされていないものや次年度予算で経費支出が行われているものがあつた。

##### 3 措置の状況

本件指摘事項については、所属職員に対して、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令を踏まえて行うことなど、改めて契約事務に関する留意点の周知徹底を図るとともに、委託業務の実施に当たっては十分な準備期間を設けて、適正な事務処理を行うよう、所内幹部会議を開催して、各課長を通じて所属課員に対して注意喚起を行いました。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

女性相談センター

2 指摘事項

歳出関係

業務委託の契約について、契約期間の開始前までに経費支出伺の作成及び決裁がなされていないものがあった。

3 措置の状況

当該担当者をはじめ、会計事務を行う職員に対して、契約事務及び支出事務の基本的な原則の理解を促し、大阪府財務規則等の関係法令の周知徹底を図りました。

特に今回指摘のあった、本来年度当初に行うべき経費支出伺の起案・決裁について、今後このようなことがないように、地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を遵守し、適正な会計事務の処理に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

東大阪子ども家庭センター

2 指摘事項

歳出関係

委託契約等の経費支出手続において、業務実施期間の始期又は業務実施日までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

今回の指摘を踏まえ、事業実施前に必ず経費支出伺の決裁を受けることなど、職員に対し適正な事務執行を行うよう指導しました。

今後このようなことがないように、地方自治法及び大阪府財務規則等関係法令を遵守し、適正な会計事務処理に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

環境農林水産総合研究所

2 指摘事項

歳出関係

委託契約等の経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていなかったことについては、所内の幹部会議を通じて会計事務の基本的

原則を十分説明し、職員への周知徹底を図りました。

今後、このようなことのないよう、適正な会計事務の執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

枚方土木事務所

2 指摘事項

歳出関係

業務委託契約の手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の決裁及び契約締結が行われていないものがあった。

3 措置の状況

監査の実施後、指摘・指導のあった内容を所内グループ長会議で周知しました。

特に、契約や経費支出については、必ず事前に事務手続をするよう徹底し、事務の適正化を図りました。

今後も、始期及び期限を踏まえ、契約締結や経費支出伺の時期を逸することのないよう、所内会議、全員へのメール通知による注意喚起を行います。

また、会計事務に係る研修会等への積極的な参加を図ります。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

富田林土木事務所

2 指摘事項

歳出関係

委託契約の経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

会計事務の重要性を再認識させるため、平成 21 年 1 月 5 日開催の所内グループ長会議において報告するとともに、会計局作成の「支出事務のポイント」に基づき、支出の原因となる支出負担行為について研修を行い、所属内に周知徹底を図りました。

今後も、適正な事務の執行に努めます。

<管内旅費の支給事務について>

1 監査対象機関

女性相談センター

2 指摘事項

庶務諸給与関係

旅費の支給事務において、管内旅行命令簿の登録を怠っていたもの及びこれにより管内旅費が支給不足となっているものがあった。

### 3 措置の状況

監査時の指摘を受け、平成 19 年度の 1 年間を精査した結果、管内旅行命令簿の登録を怠り、管内旅費の支給が不足していたものが合計 18 件ありました。

これらについては、過年度の手続となるため、旅行命令簿を再整備するとともに、支給不足の旅費を支給しました。

なお、今後はこのようなことがないように、出張者は事前に管内命令簿の登録を行うこと、また緊急のため、出張者が登録することが困難で、旅行命令権者が口頭により旅行命令を発した場合は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に必要な事項を記載し、当該出張者に提示するよう周知徹底を図りました。

#### <時間外勤務手当の支給事務について>

##### 1 監査対象機関

環境農林水産総合研究所

##### 2 指摘事項

庶務諸給与関係

時間外勤務手当の支給事務において、出張先から勤務公署へ戻るための所要時間を時間外勤務時間としていたため、時間外勤務手当が過払いとなっているものがあった。

### 3 措置の状況

過払いとなっていた時間外勤務手当の支給については、至急、戻入等の是正措置を講じ、平成 21 年 3 月 3 日に返納されたことを確認しました。

今後、このようなことのないよう、適正な時間外勤務手当の支給事務に努めます。

#### <公金・公印等の管理事務について>

##### 1 監査対象機関

南部水道事業所

##### 2 指摘事項

業務関係

公金・公印等の管理事務において、金庫の鍵を所在不明なまま放置しており、適正な管理が行われていなかった。

### 3 措置の状況

鍵の所在を確認し、直ちに従来のダイヤルによる施錠に加え、鍵でも施錠するように変更しました。

#### <所蔵美術作品の活用について>

##### 1 監査対象機関

生活文化部（文化・スポーツ振興室文化課）

## 2 委員意見

本府の所蔵する美術作品については、多額の経費をかけ購入し収集してきたところであり、文化振興アクションプランにおいて、文化芸術に親しむ機会の充実を図る一環としてその活用が位置づけられていることに鑑み、厳しい財政状況下ではあるが、効果的・効率的な所蔵・公開の方向性を明確にし、更なる活用に努められたい。

また、りんくうタウン内に設置されている「大阪府りんくう現代美術空間」については、入場者が大幅に減少しているため、活性化策を講じられたい。（平成17年度）

## 3 措置の状況

平成 20 年度も前年度に引き続き指定管理者において、所蔵作品の有効活用を図り、鑑賞機会の提供及び鑑賞者の裾野の拡大に取り組みました。

その結果、活用点数は前年度から 370 点増加の 2042 点となりました。

また、「大阪府りんくう現代美術空間」(RCAS)については、平成 20 年度末に、費用対効果の観点を踏まえ、展示場としては閉鎖しました。厳しい財政状況下ではありますが、今後も新規貸出先の開拓や館外展示など、展示スペースの開拓を図り、所蔵作品のより一層の有効活用に努めます。

## <障がい者扶養共済制度掛金の収納促進について>

### 1 監査対象機関

健康福祉部（障がい保健福祉室）

### 2 委員意見

障がい者扶養共済制度掛金の過年度未済分に係る収納率は低い状況にあるため、早期に、収納促進に努められたい。また、脱退者に係る未済分については、早急に回収努力するとともに、債権整理の方策を検討されたい。（平成 15 年度）

### 3 措置の状況

（収納促進について）

平成 16 年度から専任の嘱託員により、個別に滞納者への過年度掛金未済分の電話や文書による督促、加入継続の意思確認も含めた納入指導を行い、引き続き、滞納金の回収に努めています。

また、平成 20 年度は滞納整理マニュアルを作成し、滞納者に対して償還指導に努め（訪問 22 回、来庁にて納入指導 6 回等）、一括納入や分納計画の提出等により、新たに約 360 万円を回収する見込みです。

これらの取組により、過年度掛金回収額：8,881,740 円（平成 16 年 4 月から平成 21 年 2 月時点まで）という、成果を得ることができました。

（債権整理方策について）

滞納整理マニュアルに基づき、専任の嘱託員による滞納者への個別催告を強化するなど、今後も早期の債権回収・新たな滞納の防止に努めます。

#### <府有財産の管理について>

##### 1 監査対象機関

健康福祉部（社会援護課）

##### 2 委員意見

健康福祉部が所管している引揚者住宅については、設置後 60 年近くが経過し、当初の設置目的は既に終了したかと思われるが、1 施設が継続して使用、管理されている。

また、現在使用者は 17 戸と当初戸数の約 3 分の 1 となり、3 分の 2 が空き地、空き家となっている。

これらについて、財産の有効活用の観点からも早期廃止に向けた取組を進めるとともに、廃止に至るまでの間は、府有財産として適切に管理されたい。（平成 20 年度）

##### 3 措置の状況

（早期廃止に向けた取組について）

平成 20 年 9 月 18 日に住人集会を開催し、転居意向等の確認や府営住宅の募集案内を行うなど、転居勧奨に努めました。その結果、同年 12 月 31 日に 1 世帯が転居しました。

（府有財産として適切な管理について）

住宅敷地内空地の花壇等については、平成 20 年 10 月 15 日に撤去を確認しました。

また、住民が自主管理していた住宅敷地内空地の草刈等の管理については、平成 21 年度予算案に必要経費を計上し、大阪府が行うこととしました。

#### <農林漁業振興資金貸付金に係る債権整理について>

##### 1 監査対象機関

環境農林水産部（農政室農業協同組合課）

##### 2 委員意見

同和地区農林漁業振興資金貸付金に係る債権回収事務については、償還期限より 20 年以上が経過しているが償還が遅々として進まず、費用対効果の観点からも非常に効率が悪い状況となっているため、時効が完成しているものは不納欠損処理を行うなど、早期に法的処理を含めた債権整理を進められたい。（平成 16 年度）

##### 3 措置の状況

（債権回収について）

当該貸付金については、債権の保全を図るべく、積極的な債権回収に努めた結果、元利・延滞金を合わせた歳入総額は、平成 16 年度は

948,438 円、平成 17 年度は 3,458,979 円、平成 18 年度は 2,916,542 円、平成 19 年度は 3,170,477 円、平成 20 年度は 2 月末現在で 1,005,451 円の回収となり、対 15 年度 (524,000 円) 比でそれぞれ、81%増、560%増、457%増、505%増、92%増となりました。

今後は、平成 16 年度の居住確認調査結果を踏まえつつ、行方不明の債務者については追跡調査を行うとともに、債権回収が可能なものについては、より一層積極的な資金回収に努めます。

(債権整理について)

当該貸付金の抜本的な債権整理を進めるべく、平成 16 年度に個々の全債務者 (166 件) について、居住確認調査を実施しました。その時点では、27 件が行方不明でありましたが、その後の追跡調査の結果、平成 21 年 2 月末で 5 件まで減少しました。

また、主債務者等から民法第 167 条第 1 号に基づく時効援用の申立のあったものについて、平成 16 年度に 1 件 1,207,910 円、平成 17 年度に 17 件 8,800,806 円、平成 18 年度に 41 件 20,790,758 円、平成 19 年度に 8 件 5,871,128 円の不納欠損の整理を行いました。

これらのことから、平成 21 年 2 月末現在の管理債権数は 76 件となりました。

今後は、平成 16 年度以降行っている個々の債務者について、時効による不納欠損の整理も含め、「府債権管理適正化指針」に基づき法的整理等、債権管理のより一層の適正化に努めます。

<限度工期の適用を拡大するなど工期の短縮等について>

#### 1 監査対象機関

南河内農と緑の総合事務所

#### 2 委員意見

南河内農と緑の総合事務所所管工事の入札結果については、くじを除く落札率が依然として高く、その約 8 割が 95% を超えており、一般競争入札の適用範囲の拡大、入札参加者数の確保、入札留保条件の設定など、更なる制度の改善を本庁と一体となって進め、より適正な運用を図られたい。

また、事業が長期化し、その効率性が懸念されるため、事業の重点化や国が示した「限度工期」の適用を拡大するなど、工期の短縮と経費節減に努められたい。

(なお、この意見は環境農林水産部に係る意見ともする。) (平成 15 年度)

※補注：一般競争入札の適用範囲の拡大など更なる制度の改善については平成 16 年度に措置済みです。

#### 3 措置の状況

措置した機関：南河内農と緑の総合事務所

(「限度工期」の適用を拡大するなど工期の短縮等について)

国においては、平成 14 年度以降の国庫補助事業について「限度工期」の設定をしましたが、本府ではこうした国の「限度工期」が適用されていない地区についても、事業地区ごとの現場条件、施工条件、負担団体 (市) の財政状況等を勘案しながら、事業効果の早期発現のため効率的、計画的に事業の進捗を図っています。



(1) 中山間地域総合整備事業（こごせ地区）

平成11年度事業着手（平成21年度完了予定）→平成22年度完了予定

平成20年度末進捗率（事業費ベース） 91%

・大阪府財政改革プログラム案により事業費配分を見直した結果、工期を平成22年度まで延長し、所定期間内での事業完了に向け、効率的かつ計画的に事業執行に取り組んでいます。

(2) 広域農道整備事業（岩湧地区）

関係6市町村議会の同意及び平成20年7月府議会での議決を得て平成20年10月に変更事業計画が確定しました。

【変更理由】

ア 路線の一部変更

・当初予定路線上の土地（約400名の共有地）の早期取得が困難となったため、路線を変更。

イ 総事業費の増加

・残土の区域外処分やトンネル、橋梁の延長の見直し、法面保護工の実施などにより事業費が増加。

ウ 事業期間の延期

・上記事業費の増加や大阪府財政改革プログラム(案)による事業費配分を見直したことにより、工期を平成25年まで延長。

※計画変更概要	(変更前)		(変更後)
総事業費	80億円	→	107.6億円
事業量	5.7キロメートル	→	5.5キロメートル
平成6年度事業着手			
完了予定	平成20年度	→	平成25年度
平成20年度末進捗率（事業費ベース）			66%

措置した機関：環境農林水産部（農政室）

（「限度工期」の適用を拡大するなど工期の短縮等について）

事業地区ごとの現場条件、施工条件、負担団体（市）の財政状況等を勘案しながら、事業効果の早期発現のため効率的、計画的に事業の進捗を図り、適正な事務の執行に努めます。

<契約事務について>

1 監査対象機関

泉州農と緑の総合事務所

2 委員意見

契約事務について調査したところ、使用料及び賃借料の契約手続について、支出負担行為手続を行う前に契約を締結しているもの、当

該年度の支出負担行為が大幅に遅れていたものがあつた。

これらは、契約事務にかかる基本的な手続に不備があつたものであり、今後このようなことがないように、事務手続の徹底を図られたい。  
(なお、この意見は環境農林水産部に係る意見ともする。) (平成 20 年度)

### 3 措置の状況

措置した機関：泉州農と緑の総合事務所

委員意見を付された事項について、会計事務に関する知識取得及び監督職員のチェック能力の強化を図るため、当所職場研修の一環として会計事務基礎研修を行い、当所職員の約 8 割が参加しました。

また、今後は、会計局の実施する研修の参加を積極的に奨励し、職員の資質の向上に努めます。

なお、環境農林水産部主催の会計員を対象とする会計事務研修にも参加しました。

年度当初に経費支出(支出負担行為)伺いをしておかなければならないものについては、各グループ長がチェックリストを作成し、決裁管理を行うこととしました。

措置した機関：環境農林水産部(環境農林水産総務課)

本庁各所属及び出先機関の会計事務担当職員等に対し、研修を実施し、適正な会計事務に係る周知・徹底を図りました。

今後、このようなことがないように適正な会計事務の執行に努めます。

### <工事請負契約における変更契約について>

#### 1 監査対象機関

都市整備部(事業管理室)、7 土木事務所、4 流域下水道事務所、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、安威川ダム建設事務所

#### 2 委員意見

都市整備部出先機関における工事請負契約の変更契約について調査したところ、当初契約において十分に事前の計画・調査を行っていれば変更契約を行わずに済んだものや、変更契約ではなく別途契約を締結すべきであつたものが認められた。また、変更契約が必要であるにもかかわらず協議書で対応していたものなど、事務処理面での不備が認められた。これらについては、今後このようなことが生じないように、適正な事務処理を徹底されたい。

また、変更契約は安易な取扱いを行えば不適正な事務を発生させるおそれがあるため、決裁文書中の理由記載を適切に行うとともに、ガイドライン等の策定、多様なチェック体制の構築など幅広く対応を検討されたい。(平成 19 年度)

※補注：適正な事務処理の徹底については平成19年度に措置済みです。

#### 3 措置の状況

(適切な理由記載及び幅広い対応の検討について)

変更契約に携わる職員の意識向上を図るため、国等の事例や先進的取組み等を参考に、変更理由の記載例を含め変更契約事務の具体例等を示した設計変更に関するガイドライン(案)を策定しました。

このガイドライン（案）の内容について、所長会・技術次長会などの会議で説明するとともに、出先機関ごとに職員に説明会を行い、関係職員への周知を徹底しました。

#### <道路区域内の占用許可について>

##### 1 監査対象機関

土木部（交通道路室）、7土木事務所

##### 2 委員意見

道路区域内にある電柱・電話柱に添加広告看板を設置しようとする者は、道路を管理する土木事務所長に占用許可申請を行い、許可を受ける必要がある。この申請・許可状況について実地調査を行ったところ、無許可で設置されているもの、あるいは許可があっても「大阪府道路占用許可基準」に適合しないものが多数認められた。

このため、無許可、許可基準不適合と判明したものについては是正措置を講じるとともに、管理路線の現状把握を行い、添加広告看板の占用許可の業務方法全般にわたって改善を検討されたい。（平成17年度）

※補注：添加看板の占用許可の業務方法の改善については平成19年度に措置済みです。

##### 3 措置の状況

措置した機関：都市整備部（交通道路室）、7土木事務所

（管理路線の現状把握及び不適合物件等の是正について）

無許可、基準不適合の物件に関しては、占用事業者に対して改善実施計画（実施期間：平成18～21年度）の提出を求め、計画に基づき路線ごとに順次適正化を図ることとしました。なお、同計画に基づき、平成18年度分、19年度分及び20年度分の改善実施状況について、平成20年8月、12月に報告を受けました。

#### <府営駐車場の管理運営手法について>

##### 1 監査対象機関

都市整備部（交通道路室）

##### 2 委員意見

府営江坂・新石切駐車場については、より一層効率的な運営を図るため、管理コストの削減、民間ノウハウの導入等管理運営手法の改善が求められる。このため、指定管理者制度をはじめ幅広く検討の上、改善に向けて取組を進められたい。（平成18年度）

##### 3 措置の状況

江坂、新石切を含む府営3駐車場については、質の高いサービスの提供等により施設の効用を高めるとともに、管理コストの削減等運営の効率化を図るため、公募プロポーザル方式による事業者の選定を実施し、平成20年11月から、応募3社の中から選定されたパーク二四株式会社による運営を開始しました。（委託期間：平成20年11月1日～平成23年3月31日）

また、江坂、新石切駐車場については、利用者の利便性を向上し、利用促進を図るため、基本料金等を変更することとし、それに必要な

大阪府自動車駐車場駐車料金徴収条例の改正を行いました。

#### <土地占用料収入未済案件の管理体制等について>

##### 1 監査対象機関

西大阪治水事務所

##### 2 委員意見

大阪府西大阪治水事務所の土地占用料の収入未済債権のうち、適切な回収方策がとられず時効が成立している事案があった。これは個々の案件に担当職員の判断で対応しており、組織的な管理が十分でないことが一因であると考えられるので、事務所において収入未済案件に関する情報を一元的に管理し、定期的にその管理状況をチェックする仕組みを構築されたい。

また、都市整備部では、平成 17 年度に「滞納処分マニュアル（案）」を作成しているが、具体的にどのように事務を行うかの記載が十分ではないと考えられるため、滞納処分に関する知識や経験が少ない職員でも容易に理解できるよう更なる改善を図られたい。

さらに、研修等を通じて担当職員の知識向上を図ることとされたい。

（なお、この意見は都市整備部に係る意見ともする。）（平成20年度）

##### 3 措置の状況

（河川使用料収入未済の回収体制の整備）

これまで、個々の案件を担当職員が手元で管理していた債権管理簿など長期案件の書類を組織的に一か所で集中管理し、一元化を図りました。

また、新たにチェック機能の強化を図るため、複数の職員による四半期ごとのチェック体制を構築し、平成 20 年 12 月、平成 21 年 3 月にチェックを実施しました。

今後とも、定期的なチェック等を実施し、適切な債権管理に努めてまいります。

#### <下水道事業用地の有効活用について>

##### 1 監査対象機関

南部流域下水道事務所

##### 2 委員意見

大阪府南部流域下水道事務所が所管する南大阪湾岸部の 3 つの水みらいセンターには、当分の間、本来の下水道施設として利用する予定がない広大な用地が存在するので、当該用地の公共関係利用のより一層の促進を図られたい。

また、国庫補助を受けて取得した土地を民間へ貸し付けることについては、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく国の承認を得ることが困難なものと思料されるが、府の厳しい財政状況の下で歳入確保を図るため、下水道事業用地として利用されるまでの間において承認が得られるよう、国へ積極的に要望を行われたい。（なお、後段部分の意見は都市整備部に係る意見ともする。）（平成20年度）

### 3 措置の状況

#### (公共関係利用の促進)

下水道事業用地として当分の間利用する予定がない土地の有効活用について、委員意見の趣旨を踏まえ、職員に周知するとともに、利用促進に向け、所内で検討を進めました。

今年度は、北部水みらいセンターの敷地の一部について、工事に伴う材料加工場及び資材置き場として活用するよう港湾局と調整を進め、国の目的外使用承認を得るとともに、関係課とも協議し、平成 21 年 3 月 19 日に行政財産使用承認を行いました。

今後とも、出先機関の長で構成される所長会議や府と市町村で構成する流域下水道協議会等の場を通して、積極的に情報提供を行うなど、未利用地の公共関係利用の促進を図ります。

#### (国への積極的な要望)

国庫補助金を受けて取得した土地を民間に貸し付けることについて、下水道事業用地として利用するまでの間において、補助金適正化法に基づく承認が得られるように国へ要望を行ってきました。

その結果、南大阪湾岸流域下水道中部水みらいセンターの一部用地を、当センターに隣接する三洋電機（株）に、従業員仮駐車場及びソーラーパネル展示をする環境学習ブースの設置として有償で一時使用を許可することについて、国の承認を得ました。

#### <木造住宅等の建替促進について>

##### 1 監査対象機関

住宅まちづくり部（住宅経営室）

##### 2 委員意見

平成 14 年 2 月に策定した「大阪府府営住宅ストック総合活用計画」において、平成 22 年度までの計画期間中に合計 16,200 戸の府営住宅の建替えを目標量として設定している。

特に古くなった住宅の建替えについては、その効率化とスピードアップを図ることが喫緊の課題となっており、建替えについて同意の取れていない 2 団地に関しては、現計画期間を踏まえ速やかに事業着手できるよう、取組みを一層強化されたい。（平成 17 年度）

##### 3 措置の状況

#### (守口寺方住宅について)

平成 20 年度に、自治会及び各入居者に対し、建替事業を推進することへの理解を求め、協議を行った結果、全員の同意を得ました。

平成 21 年度当初予算において実施設計のための予算を確保するとともに、守口市と団地内道路についての協議を終える等、平成 22 年度着工に向けて事業推進に努めます。

#### (羽曳野古市住宅について)

開発に係る道路整備計画の基本的な考え方について、地元市と合意に達したため、道路整備に関する具体的な協議を行いました。

平成 20 年度に、敷地の境界確定測量（一部）を行いました。

早期の事業着手に向け、平成21年度に、開発に係る道路整備に必要な府と地元市の予算を確保し、地元市において道路の概略設計等に着手する予定です。

#### <府営住宅のエレベーター保守点検業務委託について>

##### 1 監査対象機関

住宅まちづくり部（住宅経営室）

##### 2 委員意見

府営住宅に設置されているエレベーターについては、府から府営住宅の管理を受託している大阪府住宅供給公社が、当初よりエレベーター製造業者又はその系列業者と随意契約による保守点検契約を行っている。しかしながら、各部局においては、随意契約から競争入札への変更、価格交渉など、契約の見直しが図られている。

そこで、今後の契約締結に際しては、安全性の確保に十分配慮しつつ、競争原理を働かせコスト縮減が図られるよう、契約方法及び契約内容の見直しの検討について、大阪府住宅供給公社に働きかけられたい。（平成18年度）

##### 3 措置の状況

昇降機運行における安全性の確保や保守点検委託における競争入札導入の可否については、本府と大阪府住宅供給公社が参画した「昇降機保守点検委託契約方法検討会議」において、検討を継続します。

国土交通省諮問機関による維持保全計画に必要な指針の策定や、製造者から保守点検業者等への技術情報の提供等に係る検討の結果が公表され次第、大阪府住宅供給公社として方針を策定するよう指導しました。

#### <府営住宅の払下げ残地や分譲住宅残地について>

##### 1 監査対象機関

住宅まちづくり部（住宅経営室）

##### 2 委員意見

住宅まちづくり部が所管している府営住宅の払下げ残地や分譲住宅残地については、分譲事業等の終結から既に40年以上が経過しており、一定の整理が必要である。

今後、大阪府内に点在する分譲残地等の実態を正確に把握した上、処分等の方針を検討されたい。（平成19年度）

##### 3 措置の状況

（分譲残地等の処分）

分譲残地等の一部を、平成20年7月に地元市に引き継ぐとともに一部残地を売却しました。

また、本年度も昨年度から引続き譲渡交渉を進めている残地の一部を、引き継ぐ予定です。

（実績）

平成19年度

堺市 1,303.74 平方メートル (道路敷)

売却 106.11 平方メートル (その他(緑地))

平成 20 年度

河内長野市 2,133.00 平方メートル (その他(緑地))

(予定) 堺市 10,589.26 平方メートル (道路・水路敷)